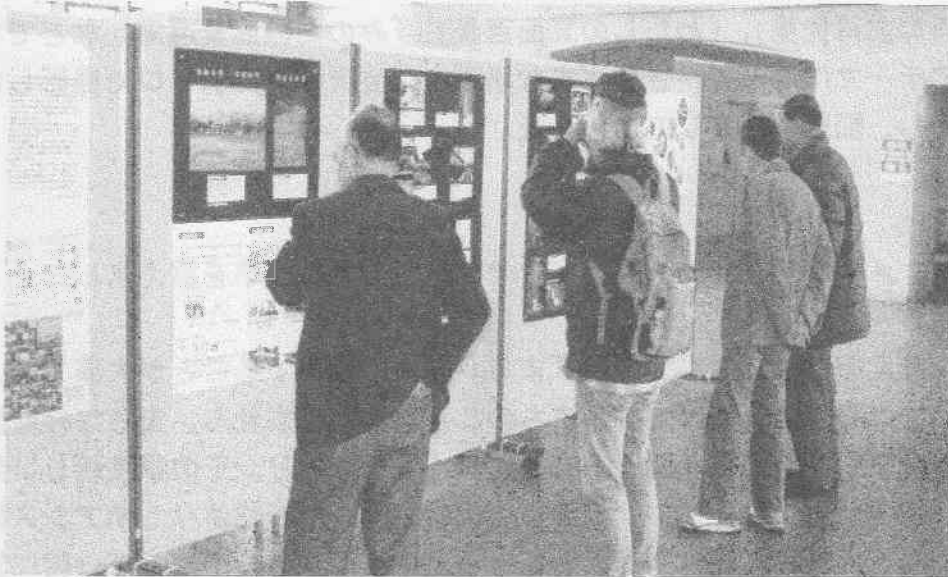


まちなみ通信(みのお)

発行：NPOみのお市民まちなみ会議 第45号 2012年 3月 パネル展特集

第16回 まちなみパネル展開催にあたって



第15回 まちなみパネル展 2011

みのお市民まちなみ会議の活動報告としての「まちなみパネル展」が、16回目を迎えました。年1回の開催ですから、まちなみ会議が発足した平成8年（1996年）以来、16年間続けたこととなります。

われわれの活動を報告する手段として、「まちなみ通信・みのお」という機関誌の発行やブログも開設していますが、「景観」という人の感性に左右されることの多いテーマは、文章ではなかなか説明しきれません。「美しい景観とは」ということをヴィジュアルに表現する手法として、写真や絵画を中心にした「パネル展」を選んでいるわけです。

第1回は、桜ヶ丘の「大正改造住宅博覧会跡地」を「桜ヶ丘洋館通りパネル展」の名で取り上げ、地元桜ヶ丘のヒューマンズセンターと、メイプルホール・ロビーで開催しました。今は、有名な場所になっていますが、平成8年当時は、地元の方々でも、変わった洋館が集まっている区画があるなあという程度の認識でした。この場所を「洋館通り」と名付けたのは、まちなみ会議なのです。この博覧会は、日本の住宅建築史上に特筆される博覧会で、古来の畳の日本家

屋から、新しい洋式スタイルの生活を提案した住宅が展示され、しかもモデル住宅ではなく、販売されました。その当時から住んでおられる家が現存し、この貴重な洋館群は、「大阪まちなみ賞」を受賞、また箕面市の景観形成建築物の指定を受け、保存が図られています。

その後、まちなみパネル展を、毎年テーマを変えて開催してきました。どのような内容かは説明しきれませんので、サブタイトルを列記します。

「くらしの風景・わたしの風景」、「にぎわいの風景・出会いのまち」、「まちなみを飾る一見せる工夫・魅せる演出」、「道の風景」、「まちなかのみどり」、「わたしのみのお再発見」、「わたしの箕面百景」、「みのおの風景選集」などです。これらのテーマに沿って、さまざまな場所を、会員各自の切り口で撮影した写真を展示し、問題提起をしてきました。

今回は、メインテーマに、タウンウォッチングと緑視率を据えました。

景観を考えるには、住んでいる「まち」をよく観察することが大事です。車で、メイン道路を走るだけでは、まちのことは分かりません。まちなみ会議では、箕面のまちを路地裏に至るまでくまなく歩いており、その都度新しい発見があり、課題が見つかります。箕面市の広報誌「もみじだより オアシス欄」に開催案内を掲載しています。箕面をもっと好きになるために、一緒に箕面のまちを歩いてみませんか。

緑視率とは、まちなかに立った時に、人の視野の中に緑がどれくらいを占めるかという比率です。みどり豊かなまち・箕面という抽象的な表現を、どのように数値化できるかという課題を取り上げるのは、箕面市では初めての試みになります。全国的にみてもまだ新しい概念なので、これから試行錯誤しながら箕面のみどりを考える手段にしていきたいと思っています。

このまちなみパネル展が、皆さんの箕面の景観を考えていただく端緒になることを願っています。

(片岡 正彦)

(2011年度 箕面市都市景観形成助成事業)

パブリックコメント（パブコメ）の意義

先日、市のある審議会を傍聴した。座長は学識経験者の大学教授が務められていた。会の中で座長が「パブリックコメント」に付いて解説された。非常に意義深い説明で、感銘を受けたので、皆さまに披露し、パブリックコメント（以下パブコメと略す）に対する従来の認識を改めて頂きたいと願っています。

止々呂美景観保全策（素案）
[パブリックコメント資料]

閲覧
平成24年2月13日-印

箕面市を初め、多くの行政機関は、市民の要望、世の中の動き、国の政策、他市の状況などを考え、いろいろな施策、条例、規制などを作り、議会や審議会に提案します。その前段で、素案をパブコメを行い、広く市民に公開し、市民の方々のご意見、要望を求めます。一定期間後に意見などを回収し、素案に反映させて市の考え方を纏め議案書として、議会、審議会などに提案します。（箕面市で年間 9 件ぐらい）

しかし、先の座長の解説では、多くのパブコメは、意見のある人や、修正を求める人が、積極的に意見書を提出するケースが続いて、いつの間にか、パブコメは、素案に疑義を持つ人の意見提出の場との誤解が定着しつつある。現に「パブコメに意見無し」のケースも発生している。

座長の解説は、「パブリックコメントは広く市民の意見を聴く」が文字通りの意義で、素案に対する賛成意見も当然あって良く、むしろ多くの市民が反対だけでない、ことを示すことが、健全な状態だと話された。此れを聞いて、私もハッとしました。パブコメは、反対意見か、疑問点を指摘するものと、誤解していた。日常、パブコメを求められると、疑問

点が無いか捜しながら、素案を熟読する姿勢（あら捜しの様な）を、知らず知らずのうちに取り、何にも見つからなければ、意見書の提出を見送る。賛成の意見など、わざわざ書類にして提出など、思いも依らぬことだった。従って、関心の無い素案には、見向きもせず、無視していた。とこれまでの自分の態度を振り替える。

解説の様に、多くの市民の賛意があってしかるべきで、本来市民に役立つ施策を行政は提言するのが、健全な都市運営の基本だから、多数の市民に支持されるのは、当然なこと。実際に反対意見、修正意見のみであっても、全体に占める割合が小さい場合が殆どで、前述の積極的賛意が示されなくとも、行政は支持されたと考える。

パブコメの主旨を多くの市民が噛みしめて、従来の問題点の指摘だけでなく、積極的な賛意を示すことが、政策立案に意欲を燃やすことを促し、快適な市民生活に繋がることに期待したい。

パブリックコメント手続実施要項

実施日：平成24年(2012年)2月20日	
案の名称	第3期箕面市臨海施設計画(案)
パブリックコメント手続実施の目的	平成24年度から平成26年度までの臨海施設計画をまとめた第3期臨海施設計画の内容について、広く市民の声を聴くため。
実施期間	平成24年2月20日(月)から2月15日(木)まで(必着)
実施場所	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 簡易郵便の窓口への提出 (2) 簡易による送付(住所：〒562-0914 箕面市菅野5-8-1 総合保健福祉センター 健康福祉部福祉課) (3) ファクシによる送付(ファクス番号：072-727-3539) (4) 電子メールによる送付 (アドレス：syousai@hoken.nishinomiya.city.minoh.lg.jp) ※ 簡易郵便の窓口にて見本のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意見等を提出する際の注意	(1) 本市に在住でない方 (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務している方 (4) 本市にある学校に在籍している方 (5) 本市の選挙権者として登録された方 (6) 上記(1)から(5)に該当する方から提出された団体 (7) 上記(1)から(5)に該当する方の筆名
意見等を提出する際の注意	(1) 意見を出すに際しては、署名の氏名 (2) 氏名及び住所(上記の意見を出す方から(2)から(1)に該当する方については筆名及び所在地)、(6)に該当する団体については、団体名及び団体事務所所在地 (3) 上記の意見等を提出できなかった方のうち、該当する区分
提出された意見等及びその公表方法	「計画等の素案の閲覧方法及び閲覧場所」に記載の方法・場所にて公表します。公表期間：平成24年2月13日(月)より2月15日(木)まで ※ 意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
備考	

—みなさまとともに守り・育てる滝道の景観—

箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策課 小山 郁夫

初めまして。昨年4月に道路課から異動して参りましたまちづくり政策課の小山です。

箕面市内を歩いているときや車で移動しているとき、昨年度までは、道路の凸凹や雨天日の落ち葉、違法駐車など、交通安全上の問題が気になったものですが、現在はというと、特に目が行くのは、存在を主張する看板や派手な色彩の建物、山すそにそびえ立つマンションなど・・・職業病なのかもしれません。



◆滝道の観光振興

さて、皆さまに、本市重要施策のひとつとして取り組んでおります「滝道の観光振興」についてご紹介させていただきます。

箕面駅から一の橋、箕面大滝へと繋がる‘滝道’は、「明治の森 箕面国定公園」の玄関口であり、年間約120万人ものお客様が訪れる「関西でも有数の観光地」です。

この‘滝道’には、歴史的・文化的に価値があり地区の景観形成の核として、地域で親しまれている建物として平成17年に都市景観形成建築物に指定した「橋本亭」や、多くの方々からのご要望により、無料休憩所として平成18年度にリニューアルオープンした「梅屋敷」など、情緒ある建物がいまでも残されています。



市では、これら資源を保全するとともに、最大限活用したまちづくりを進めることが大切であるとの考え方にに基づき、箕面駅周辺について、情緒ある明治風のまちなみに再整備する事業を平成22年度から進めてきました。

特に‘滝道’においては、大阪府との協働により、国や府の補助金を最大限活用して、景観を阻害している電線類の地中化や自然の風合いが感じられる舗装整備、ガス灯風の省電力型LED照明やフットライトの設置など、周辺景観と調和した歩行空間を提供するため、市管理区間である駅前から一の橋までの環境整備を終えたところ です。

◆滝道沿道の土地利用及び景観ルールづくり

このように公共空間での整備が進む一方で、近年、滝道沿道の商店主の高齢化や世代交代により、廃業や空き店舗が増加し、滝道全体の活性化の妨げになっています。このまま、